

議案第31号

石岡市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の臨時特例
に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67
号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

財政状況等を鑑み、市長及び副市長の給料月額を減ずるため。

改 正 要 綱

市長及び副市長の給料月額を平成28年4月から平成29年3月までの間、
20パーセント減ずることとするもの。

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）別表第1に規定する市長及び副市長の給料月額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、当該金額から20パーセントを減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。